

その辺はいかがなんでしょうか。

○品川委員

それらについては、生協の場合には監督官庁にはご指導等をお願いすることはありますけれども、実際には周囲の生協あるいは日本生協連、あるいは地方ブロックごとに事業連合会という地方ブロックの連合会をつくっておりますので、そこが支援するか、いずれにせよ、生協同士の支援関係ということで何とか凌ぐということでやってございます。

○大塚委員

これは土屋委員にもお聞きしたいことではあるんですが、農協の場合の連合会組織というのは事業ごとにあると考えてよろしいんですね。それに対して生協の場合は、事業ごとの連合会ではないわけですね。連合会としてはどの事業でも、今のようなお話があれば救済のために奔走するということになるわけでしょうか。

○品川委員

生協の場合には事業ごとということではなくて、私の所属しております日本生協連という全国連合会は、いろんな事業のうち購買事業をやっている生協は9割5分方は私どものメンバーに加わっているわけです。共済事業をやっている生協は全労済という全国連、あるいは全国生協連という連合会、あるいは市民共済連というもう一つ全国的な共済の連合会があったりという形で、私どもには直接御加盟いただかないでやっていたらっしゃる生協がたくさんあるという関係でございます。私ども日本生協連自体は、私ども自体の共済事業というのも十数年来取り組んでおりまして、日本生協連はそういう意味では購買事業と一定部分の共済事業をやっているという団体でございます。生協の場合にはそのほかにも大学の生協連合会があったり、各種のものがあって、JAさんのように種類別にきちんと整理されている状態にはなっていないという関係でございます。

○清成座長

今の関連なんですけども、事業について、生協と生協が競争関係に立つというような

ことは余りないと理解してよろしいのでしょうか。

○篠原地域福祉課長

1つの地域に1つの生協しかできないとかそういう形にはなっておりませんので、都道府県境を越えることはありませんけれども、1つの県の中で2つの生協があるとか、東京都くらいであれば購買系の生協が4つほどありますし、それはそれぞれ同じ区域で競争しているという状況がございます。共済の関係でも、全労済、あるいは県民共済の連合会である全国生協連、こういったところも地域割りとか調整をしているわけではございませんので、そういう意味では競争関係にあると言えると思います。

○清成座長

競争関係にあっても数はそんなに多くないから、どちらかというとな寡占のような感じになるんでしょうかね。というのは、大塚委員ですとか私の属しているような学校法人というのはなかなかまとまらないんですよ。競争関係にあるわけなんです。一方が伸びると一方がつぶれると。だから地域的にも助け合うかという、なかなかそこは難しいという関係にあるものですから、それでそんな質問をしたわけなんです。

○品川委員

おっしゃるようなことで、購買生協同士が競争関係にあるということは、特に大都市等でそういう状態で継続している都市がございます。実態としましては、それぞれの生協ごとに商品政策として、低農薬有機農法の野菜を売り物にして、その点で御支持を得ながらやっているという生協だとか、うちは卵が非常に強い生協だとか、ある生協は今の時代の消費者が必要とするものはできるだけ何でもそろえて提供しようということをやっているということで、コンセプトを違えてやっているわけです。大都市の場合ですと消費者の方がたくさんいらっしゃいますので、そういう形でも十分成り立ちますし、消費者の方によって2つなり3つなりの生協に加盟して、この商品はこっちの生協から利用する、この商品はこっちというような利用のされ方をする消費者もいらっしゃるりして、大都市というところではそういうことが成り立っているということでございます。

○吉野委員

おとしから去年にかけて保険業法が改正されて一連の整理が行われたんですけども、生協に関して、これと並行してそういう作業が行われずに今までずっと来ているのはなぜですか。さっき言われたような組織がバラバラであるとか、あるいは中で非常に強い抵抗があるというような特別な理由があったんですか。

○中村社会・援護局長

この6月に終了しました通常国会におきましても中小企業等協同組合法の改正がありまして、私も関連で経済産業委員会の審議に呼ばれまして、ある議員さんの質問で、中小企業等協同組合法は整備したけれども、消費生活協同組合の方の共済事業の危惧はどうなっているかと。それらについて規定の整備が行われていないということについてどうなのかという御質疑を受けました。今の御質問と同様だと思います。率直に言って、我々の取り組みが遅れていただけであるということ、まさに怠慢じゃないかという野次もそのときに頂戴しましたし、これは是非やらなければならない改正ではないかと考えまして、このような作業をお願いしたいと思います。あえて弁解させていただきますと、一昨年厚生労働省は年金法の改正、2005年に介護保険法の改正、障害者自立支援法という新しい制度を創設しなければならなかったこととか、今国会では医療制度の大改正がございまして、通常国会でも幾つかの法案が積み残しされているということもございまして、それは弁解にしかならないわけでございますけれども、省としての優先順位とか、法案提出のキャパシティからいうと、早目に取り組んでおけば2004年、2005年、2006年にできたかどうかということについてはやや疑問の点がありますが、それにしても言いわけにしかありませんで、まさに資料3でご紹介しましたように、各方面からもちろんしろと言われておりますので、それはしなければならぬということでこの検討会を立ち上げた次第でございます。

○小川委員

ちょっとお聞きしたいんですけど、資料1の主な検討項目が3つ並んでおりますけれども、共済事業の見直しがメインであることは事前に伺っていましたが、もう一つ、生協のあり方というのは非常に問われてくる時代にかかっている、今局長がおっしゃったように年金、介護保険、医療保険、障害者問題に加えて、寿命は延びていますけ

れども、長く安定して地域の消費者生活ができるような状況にはなっていないという問題に対して生協がどういう役割を果たすか、そのための経営、運営のあり方を社会的責任としてどう考えているかという議論まで行くのかなと思っていますが、そこはどうなんでしょうか。

○中村社会・援護局長

今日、参考資料ということで配らせていただいております開催要綱、これも本当はきちんとご説明しなきゃならなかったなと思って、大変失礼しました。ごあいさつでこの検討会をお願いするということを申し述べましたが、参考資料についてはご説明しておりませんでしたので、小川委員からご指摘いただいたことを奇貨としてご説明させていただきますが、主な検討事項ということで3点挙げさせていただきますが、これは私どもの考えていることをございまして、この検討会でどの範囲を検討するかということについてもご審議を賜ればと思っております。

それから、その他関連資料の1ページに、生協制度見直しの必要性に関する指摘や改正要望事項ということで、金融審議会と社団法人生命保険協会のことをご紹介いたしましたので、あたかも共済制度の見直しをお願いしている中心であるかのような印象を与えてしまったかもしれませんが、資料3が不十分なのでお詫びしなければならないわけですが、生協制度の改正要望につきましては、日生協の方々を初め、生協関係者からはたくさんご要望があります。多過ぎて資料になりませんので、品川委員もおられますし、次回以降の進め方のご相談にもなるわけですが、そういった意味で関係者の方々のご要望なりご意見もヒアリングしていただく機会を設けていただいておりますので、そういった作業を経ながらどういう見直しをすべきであるか、また、資料3の1ページにありますように、生協制度の見直しの必要性に関する指摘や改正要望はこれに尽きているわけではありませんので、そういう意味で、当事者である生協の方々のご要望を聞いていただくとか、そういう作業を経て検討範囲、論点整理をしていただいたらよろしいのではないかとと思っております。そういう意味で、小川委員のおっしゃったようなこと、共済制度以外にも今日的な視点から経営・責任体制の強化や利用者・契約者保護の観点もございます。そういう意味では、生協組織や運営に関する制度のあり方ですとか、破綻した場合にどういうフレームで助け合っているかというお話がございましたけれども、そういうさまざまな制度運営、あるいは経営の実態、事業の実態を踏

まえて、今の制度や規則が十分に対応できているのかどうか、あるいはお話がございましたように高齢化が進みますし、少子化も進むという状況の中で、助け合い事業や利用事業も実施されているわけですが、そういったことについて今日的な観点から生協法において見直す必要はないかどうか、そういったことについても我々は問題意識を持っておりますので、ぜひご検討いただければありがたいと思っております。

○品川委員

今局長からそのようなご説明いただいてありがたく思います。いずれにしても、現行の生協法というのは昭和23年に基本的枠組みができてから、微調整は何度も行われておりますけれども、大幅な改正あるいは全面的な改正検討ということは58年間されたことがないまま今日まで来てるわけです。諸般の事情からまず共済制度について総合的に考えようということをきっかけにしてではあります、いわばそのことをきっかけにして生協法全体についても全面的な検討をいただくことはぜひ私どもとしてもお願いしたいと思っております。共済事業にまつわってもそうですし、今日的な生協の事業規模から見てガバナンスにかかわって、ごく小規模の生協を対象にした規定にしか法律上はなっていないという状態があったり、地域で活動する生協は都道府県の枠を越えては活動できないという制約が大変強くされているとか、組合員以外の利用は行政庁の許可以外は100%だめだということもございまして、できましたらそんなことも含めてこの場での検討の俎上にも乗せていただければ幸いです。

○小川委員

私は社会福祉法人ですけど、生協が資本のベースをつくってつくった社会福祉法人です。社会福祉法人に対するスタンスも生活者の視点に立ってやっていかなきゃいけないということで、社会福祉法人の見直しも積極的にやらなければならないと声を出している者です。それと同時に、私も一組合員として、生協が中間法人として社会的に求められているものに本当に応えられるような経営者教育ができていないのかというのが、品川委員のところにも多く届いていると思うんですね。そういう意味では、社会福祉法人にしろ、生協法人にしろ、国民が求めている、あるいは、これだけ弱者が増大するのではないかというような社会保障が不安定な時代において、期待されるものにどう応えるかで初めて中間法人としての役割があるのではないかと思いますので、ぜひその

辺の議論を踏まえた上で共済事業を生協がやるということの問題点の整理になればいいなと思っています。

○清成座長

先ほど中村局長のご発言のように、今日的視点というのが随分多様に出てきているように思いますね。中小企業等協同組合の場合も共済の問題を議論するのをきっかけにしてガバナンスの問題を取り上げたんですね。ずっと議論してなかったんですね。一方で会社法が改正されましたね。他方では破綻といったような問題が生じたりするということになりますと、学校法人もガバナンスはどうなのかと。私学法が改正されたんですけども、極めて改正が不十分だと思ってるんですね、私は。したがって、同じような非営利組織の学校法人でもガバナンス問題をもう一回議論しなきゃならないということで、この辺は農協さんは大分議論されていますでしょうか。

○土屋委員

農協のガバナンスの関係というのは、農協といってもいろいろあるんですけど、私たちがJAと言っている農協については、信用事業ということで貯金を受け入れている金融機関ということから、金融庁の金融機関規制にならって強化をしてきたということがあります。平成4年だったと思いますけれども、理事会の法定化をやって代表理事制度を入れたというのが大きな改正でありまして、その後も平成8年には員外監事を置くようにするとか、監査を一定規模以上については義務付けるとか、信用金庫並みのことは全部やっていこうということでやってきております。ただ、実際はいろんな農協がありますから、信用事業をやってない農協もたくさんあります。規模もいろいろ違うんですけども、それらを一つの規制で考えるということも無理があるのかなという気もしております。信用事業をやっていないような農協で小規模な農協については規制が過重だということもあるのかもしれないなと思っています。

○清成座長

ほかにいかがでしょうか。

○吉野委員

先ほどの局長の説明のような話であるとすれば、この会の検討すべき課題が生協のあり方そのものの将来、これからの方向という話にも及んでいくと思われませんが、その際、生協の基本的な事業基盤は購買事業にあるんだろうと私は思います。その他の事業がおまけというわけではないんですが、組合員の要望を吸い上げれば多様な事業の展開は当然あるんでしょうけれども、購買事業がへたったら何もできなくなっちゃうというのは当然のことでしょう。だからその実態が今どうなっているのか、大雑把にはここにも出てますけれども、もう少し詳しい分析なり過去の推移なりというものを次回以降でもいいんですが、考えるための手がかりとしていただければと思います。そこを基盤としてほかの事業がどのような位置付けでもって今後成り立っていくのかという全体像を理解できたらと思うんですけど。

○清成座長

購買事業等につきましては資料を整理していただければと思います。というのは、大手の全国チェーンでも構造不況業種的な側面がありますよね。にもかかわらず地方の中小食料品スーパーなんかで相当パフォーマンスがいいのが一方であるわけですから。一方ではコンビニエンスストアが非常に増えていて、しかも格差も出てますよね。そういう中で生協の購買事業もいろんなパターンに分けられるんじゃないかと思いますので、今のご質問は大変重要だと思いますので、なかなか難しいかもしれませんが、データを整理していただければと思います。

○篠原地域福祉課長

ただいまのご意見、購買事業についてはもう少し、経営状況というか、経営の実態というか、そういったものがわかるような資料をもう少しということでございますので、これは次回以降提出させていただきます。今回は総論的に、店舗は赤字だと、無店舗でそれを補っているような状況があるというのを申し上げましたけども、大きなお店もあるし、コンビニもあるし、職域生協の場合は職場の売店みたいな、実際はさまざまな形態を含んでいるものでございまして、もう少しその辺の状況がわかるような資料を用意させていただきます。

○清成座長

ほかにいかがでしょうか。

○小川委員

今に関連してですけれども、私も生協で活動し、福祉をやりながら、一体生協はこれから何を求められていくんだろうと非常に悩んできた10年だったと思います。10年くらい前に福祉を専門とする生協をつくろうということで、経済の合理性で共同購入をしっかりと個別配送でやっていき、生活者のニーズに合わせて、今までは班だとか、分け合うということで地域の相互扶助のベースとして組合活動があったんですが、これからは生活スタイルに合わせて個別配送だろうということで、11、12年前に福祉を専門とする生協にしよう。そこで購買生協の経済の基盤をつくった上で生活に必要な福祉サービスをやっという生協をつくったんです。そのときに地域福祉課長だったのが前の宮城県知事の浅野さんだったんですが、浅野さんが、それは生協のグリコのおまけのようなものだねと言われて、福祉のサービスがおまけだと言われたんですが、今どうだろうと振り返ってみて、先ほどの報告のように、外国資本も含めて消費活動が非常に活発になってきている中で、日本のスーパーも太刀打ちできない中でよく頑張っているなと思っていますけれども、購買事業のあり方というのは生協の分析だけではなかなかできないと思うんです。外国資本も国内のスーパーの状況も見ていかなければならないだろうというのが一つですので、その辺は資料をそろえていただきたいということ。

もう一つは、介護保険だとか、生協の組合員の助け合いのような活動が利用事業であるということでしたが、その範囲も非常に多様になってると思うんです。送迎のサービスもしているでしょうし、保育もやっていると思います。しかしそれは購買事業の経済的安定のもとで成り立っているとしたら、その補完がなければできないとしたら、その事業すらも事業としては自立してないことになっていくわけですね。そのあたりの分析も多分やっていかないと次のステップが見えてこないだろうということと、もう一つは、協同組合の経営を任されている専従の人たちの経営責任のチェック機能というか、そのチェックの項目も決まっていけないのではないかなと考えています。そのあたりを意識して資料を揃えていただければと思います。

○清成座長

少子高齢化とか、人口減少社会で生協の新しい役割みたいなものが出てきているよう

に思いますし、その際、購買事業を安定的に推移できるのかどうか。安定的に推移するためにはどうすればいいかということも問題になるだろうと思うんですね。その場合に、小売業の競争の中で、企業ではなくて協同組織の優位性が存在するのかどうか。存在するとすればどういう形なのか。特にヨーロッパでは生協で先進的な事例が、例えば福祉関連のところに出てきているのかどうか、その辺も少し展望していく必要があるのかも知れません。なかなか生協の問題というのは難しい問題なものですから。

○山下委員

いろんな事業が補完し合って全体として組合員に対するサービスを提供する、これは一つの理念だろうとは思いますが、他方で共済事業のようなものとの兼業のあり方というのは、共済規制の面からは十分考える必要があって、どういう組合で兼業を禁止し、どういう組合ではこれを認めるかという、かなり深刻な問題ですけれども、このあたりの観点も持って検討する必要があるかなと思っています。

○清成座長

かつて全国信用金庫協会で、信用金庫と都市銀行の競争という視点から、仕組みが違うのにマーケットで競争しろという話になって、じゃあ協同組織というのは一体何なんだろうかということで、全国信用金庫協会でも20年以上前に全部洗い直したことがあるんですね。そのときに生協も農協も、中小企業等協同組合も、信用組合も、外国の例まで調べていったわけですね。その結論というのがどうも二面性がある。もともとテンニエスの社会学、ゲマインシャフトからゲゼルシャフトへという、ゲマインシャフトだったのがゲゼルシャフトになって、利益社会になってぎすぎすして、企業が担い手になりますよね。そうすると相互扶助的なゲマインシャフトのいい点を残しながらゲゼルシャフトの論理も取り入れようというのでテンニエスが考えたのがゲノッセンシャフトなんですよ。それが協同組合ですよ。実は相矛盾する2つの原理を統合しちゃってるのが協同組合なんですよ。調べていくと、事業が大きくなって利益が上がって成功していくと、限りなくゲノッセンシャフトというのはゲゼルシャフトになっちゃうんですね。会社に近くなってしまふ。場合によっては会社になってしまふ。例えば八千代信用金庫が八千代銀行になってしまふとかいう話ですよ。信用組合というのは員外規制が厳しいわけですね、預金も貸出も。それがだんだん緩和されてきたのが信用金庫ですよ。

これがついに員外規制がなくなってしまうと銀行と同じになってしまうということで、ヨーロッパではそういうふうに変換しちゃったものも当然あるわけです。

そうなってくると相互扶助という原理が見失われるというので、もう一回ゲマインシャフトに戻ろうみたいな、その繰り返しをやってきてるといふ点があるんですね。それは信用金庫だけじゃなくて、生協でも購買事業で、スーパーで成功していくとそういう面が当然出てくるだろうと思うし、農協でもそうだと思うんですね。ですから、異なった原理を統合している矛盾した存在なんですね。生協でも対内的にはゲマインシャフトなんですね。しかし対外的にはゲゼルシャフトなんです。スーパーと競争しなきゃならないとかこういう話になるんですね。その辺のことも念頭に置きながら、したがって共済なんかでも大々的にやれば結局規制という問題が当然起こってくることになるんですね。いろんな協同組合に聞きますと、そういう宿命から抜けられないような感じがあるんですね。そこを現代的な視点、新しい課題のときに、どこまで生協の特徴でやれるのかということを見直すということにもなっていくのかなという感じがあるんですね。

じゃあ、トータルで見てこういう協同組合が必要ないかという、そんなことはなくて、ありとあらゆる協同組合、シェアは数%かもしれないけども、ずっと続いてるんですよね。どんなに市場社会になっても協同組合が必要であるということは間違いのない事実なんですね。その必要性を踏まえながらどういうあり方かというガバナンスをきちんと見ていくということになるんだろうと思うんです。そんな感じがしてならないので申し上げます。

ほかにご意見ございますでしょうか。

○品川委員

座長からもゲマインシャフト、ゲゼルシャフトという御指摘でございますし、そういう意味では、協同組合の今日的な意味での優位性というのが、購買事業と福祉事業との関係だということも一部ご指摘もございますが、もちろんそういう面もあると思っておりますけれども、同時に、生協が行う購買生協であるがゆえの社会的な意味合いみたいなことについても、ぜひどこかの機会に説明する機会をつくっていただければ幸いというふうに、ご議論を聞きながら思いました。

○小川委員

今座長がおっしゃったように、私も生協の存在意義って何だろうと考えたときに、先ほどの花咲さんの説明の中で、共同購入で班配送が減っていて個別がふえてきていると。組合員自身が相互扶助という関係はもしかしたら崩れてるかもしれないと、組合員でありながら非常に思うことがある。先ほど品川委員がおっしゃったように、安全性にこだわって食を購入するという生協と、店舗へ行くと何でも並んでいて、イオンなのか生協なのかかわからないというようなところも生活者のニーズとしてとらえて存在しているという中で、改めて協同組合って必要なんだろうかというのは自問自答する組合員はとも多いと思います。私はこの間かかわる中では、公共性に対する牽制力としての役割は非常に高いと。特にこれからは高くなければならないと思っています。そういう意味で、狭い福祉という意味ではなく、今まで公共サービスは比較的行政に用意してもらうものというふうにあったものに対して、生協がやる介護保険サービスだとか福祉サービス、あるいは保育だとか、あるいは就労の機会だとか、さまざまなものに期待する風は出てきているし、日本の経済成長のときの生協を支えた組合員がまさに団塊の世代がピークで、一番バブリーな時だったわけですがけれども、その人たちが退職する時代に入ってきて、改めて生協が日本の高齢社会のピークをつくるところでどういうものを示すかということも多分求められてきているのではないかなと思っています。ですから、組合員の相互扶助のあり方から、地域の相互扶助をつくる一つの機関となれるかというふうに私などは意識していますが、それはとても大きな論点にもなるだろうと思っていますし、先ほどの生協はどこが許認可するのかという問題も、北から南まで地域性もあるし、状況が違う中で生活者といってもいろんな状況の中にあるものをどう解決するかという問題では、生協の問題と分権の問題も切り離した考えではないんじゃないかなと思っています。そこまで広げてはいけませんというふうに地域福祉課長の顔が言ってますけれども、そんな意識で参加しております。

○吉野委員

今のお話は、一般的な組合外の者との関係では員外利用の話になるんだろうと思うんです。さっきの購買事業の話は、県域規制が制度見直しのテーマになるのだろうと思われれます。ところがこれらの話は、共済やガバナンスなどの問題とちょっと性格が違うように感じます。共済やガバナンスの問題というのは、この10年くらいに起きている経済環境の変化に対応した受け身の性格が強い。特に経済的な変化、これを市場化と呼ぶの

か国際化と呼ぶのかはともかくとして、今、かつてない激動が起きているわけで、これに対して生協が一人前に市民権を主張できるか、乱暴に言ってしまえばそういうことだと思っんです。今までは非常に牧歌的に、何となくあいまいにしてきても通用したものがそうでなくなっている状況があるんじゃないか。それに対して生協もそれなりの一人前の組織の形を整えなくちゃいけない、今の時代に合った形をとらなきゃいけない。生協にとってはネガティブなものを突きつけられた現状にどうやってこたえるかという話だとすれば、これは一般的な話として我々も議論ができると思っんですけれども、先ほど言った県域規制の話とか員外利用の話というのはそれとはやや違っと思っます。なぜそういう規制緩和をしなければいけないのかという問題は生協の内部の方から説明がないと、一般的な話としては我々、組合の外の者が発言するには限界がある。生協が今後どういっことをめざしているから、規制緩和が必要なのだという点について、当事者からの主張なり説明があって、じゃあそれをどう考えるかという話になる、ちよっと質の違っ話がか2つあるんじゃないかと思っんですけど。

○清成座長

そうですね、ご指摘のとおりですね。中小企業等協同組合の場合は不祥事があっったんですよね。なぜ不祥事が起こるかという点ですね。その不祥事の事例等も審議会で紹介され、資料としては回収されましたけれども、なぜ不祥事が起こるのかという。現状の制度的な不備、ガバナンスの上での不備はあるわけですね。そこに環境変化がぶつかってきたと。そういう自覚が中小企業等協同組合の中に、不祥事をきっかけにして理解が一定の度合いで出てきたということがあるんだらうと思っんですね。何かそういうきっかけでもないとなかなか内部的に変えようという視点は出てこないと思っんですね。

ほかに御意見ございますでしょうか。局長、何かございますでしょうか。

○中村社会・援護局長

いろいろ御意見、資料についてのご指摘もいただきましたので、準備をさせていただいて、精力的にご審議賜れるように整えたいと思っっております。吉野委員からもお話がございましたように、当事者からご説明されないと議論できない事項もあるというこっでございましたので、早速で恐縮ですが次回あたりにそういう機会を設けさせていただいてはどうかと思っっておりますが、座長、そんな方向でよろしゅうございますでしょう

か。

○清成座長

それでは、今日はさまざまな貴重なご意見ありがとうございました。本日各委員から頂戴したご意見を踏まえまして、次回以降議論を深めてまいりたいと思います。

次に今後のスケジュールにつきまして事務局からご説明をお願いいたします。

○篠原地域福祉課長

次回以降のスケジュールでございますけれども、今回は生協あるいは関係団体の方々からヒアリングという形で現状なりご要望なりを聞いていただく機会を設けたいと考えております。今回は事務局説明という形で現状等を説明させていただいて、今度はまさに当事者、あるいはそれにかかわるところからご意見を伺う中で現状を把握していただいた上で、第3回以降、月に2回くらいのペースでテーマごとにご議論いただいで、年内を目途に取りまとめをお願いできたらと、そんなスケジュールを考えております。

○清成座長

どうもありがとうございました。今ご説明いただいたとおり、次回の検討会の際に関係者からのヒアリングを予定しているわけでございます。人選につきましては座長の私と事務局に御一任いただければありがたいと思いますが、もしご希望がございましたら事務局の方に言っていただければよろしいかと思っておりますけれども、基本的には私にお任せいただけるでしょうか。よろしゅうございますか。

それではそういうことでお任せいただくということで対応させていただきます。

まだ若干時間がございますけれども、いろいろご意見も尽きたように思いますので、次回の日程について事務局から説明をお願いいたします。

○千田地域福祉課長補佐

次回の日程につきましては、9月4日の月曜日、15時から17時までを予定させていただきたいと思っております。開催場所等の詳細につきましては後日改めてご連絡さしあげます。また、昨日委員の皆様方には電子メールでお知らせさせていただいておりますけれども、第3回を9月8日金曜日10～12時、第4回を9月27日水曜日10～12時の日程で開催予定

でございます。よろしくお願い申し上げます。なお、10月、11月の日程調整を委員の皆様方の机の上に置かせていただいておりますので、この場で予定がおわかりになる先生方は記載をお願いしたいと思います。まだおわかりにならないという方は後日で結構でございますので、事務局あてにファクス等で送付いただけますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○清成座長

以上で本日の検討会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

(了)